### 11. その他中心市街地の活性化に資する事項

### [1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げた事業について、実践的・試行的な活動を行っているもの等を以下に記す。

(1) 街なか広場 テーブル・ベンチ設置社会実験

街なか広場が人々の自由に集う居場所となりうるかどうか、イベントの開催されていない日にテーブルとベンチを設置し自由に使える居心地の良い場所であるかの社会実験を実施している。

(2) 電動アシスト付き自転車を活用したシェアサイクル社会実験

中心市街地の回遊性向上を図るため、バスや鉄道交通を補完する移動手段として、電動アシスト付き自転車とスマートホンによるIOTを活用し、決められた場所ならどこでも返却可能なシェアサイクルの導入に向けた社会実験の実施を検討する。

(3) 商店街における主体的な取組み

福島駅前通りとパセオ通りを隣接する商店がホコ天や路上テラスを設置し「新しい生活様式」を実践しながら市街地の賑わい創出するための取組みを実施している。

### [2]都市計画等との調和

#### (1) 都市マスタープラン

平成29年3月に策定した福島市都市マスタープランにおいて、中心市街地活性化について以下 (抜粋)の様に位置付けている。

#### ①土地利用に関する方針

### 【基本的な考え方】

- ・人口減少社会へ移行し、少子高齢化が進行する中にあって都市の活力を維持増進することが 重要です。そのため、市街地内の生活環境の向上と適切な土地利用の規制・誘導により地域ご とのコンパクトなまちづくりを進めます。
- ・地域公共交通との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。
- ・既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営と、特色ある自然・田園環境 を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、無秩序な市街地拡大を防止し、適切な市街地と 都市計画区域の確保を図ります。
- ・都市的なサービス機能の強化、交流人口の増大等、まちの活性化に必要な機能の整備について、中心市街地などにおいて、都市基盤整備を進めます。
- ・雇用環境の充実を図るため、インターチェンジ周辺等の交通条件の優れた場所等において、 周辺の良好な自然・田園環境の保全・活用を図るとともに、市街地以外の既存集落地の活力の 維持・再生や農業振興との連携により定住環境の向上を図ります。

### (商業・業務系の土地利用の方針)

・中心市街地における魅力と賑わい強化

#### (住居系の土地利用の方針)

都心周辺の利便性や地域資源を生かした魅力ある居住機能の強化

### (立地適正化計画に係る土地利用の方針)

効率的な都市経営に資する立地適正化計画の検討

#### ②道路・交通に関する方針

# 【基本的な考え方】

- ・本市と県内外の主要都市を広域的に結ぶ高規格幹線道路や、主要幹線道路の整備促進を図り、市内の各地域や拠点間を結ぶ幹線道路等については、必要性・まちづくりへの波及効果・優先度等を勘案しつつ、体系的に整備を進めます。
- ・道路施設の長寿命化等により効率的な維持・更新を図ります。
- ・各地域において、歩行者・自転車の利用環境の充実や安全性の確保、景観形成や沿道の賑わい確保等に留意した質の高い道路空間づくりなど、安全で快適な市民生活を支える道路整備を推進します。
- ・地球温暖化等の環境問題や高齢化社会への対応に有効な鉄道・バス等については、公共交

通ネットワークの充実や、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化などによる 施設整備等により利用促進を図ります。

### (歩行者・自転車のネットワーク整備の方針)

・中心市街地の賑わい・回遊を高める歩行者軸の強化

#### (駐車場整備の方針)

- ・中心市街地及び観光・レクリエーション拠点等における駐車場の適正な配置と整備
- ・中心市街地における自転車駐車スペースの適正な配置と管理の検討

## ③中心市街地活性化に関する方針

### 【基本的な考え方】

- ・中心市街地は、県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点として、商業・業務・医療・介護福祉・コンベンション・教育文化・交流・情報発信・まちなか居住など都市機能の集積強化を図ります。
- ・既存施設や空き店舗等を活かしつつ、福島駅を中心とした賑わいある集客拠点の強化を図ります。
- 循環バスや自転車等の利用促進も含めて、歩いて楽しめる回遊環境の充実を図ります。
- ・中心市街地の優れた交通条件や都市機能集積を生かし、まちなか居住を促進します。

# (集客拠点と回遊環境の強化に係る方針)

- 拠点施設の整備
- ・まちなかの魅力の向上と賑わいの創出
- 福島駅周辺の集客・回遊機能の強化
- 回遊環境の強化

#### (都心居住の促進に係る方針)

- 都心居住の促進
- 医療・福祉施設の充実や交流環境の促進

(中心市街地活性化基本計画に基づく重点的な施策展開)

・持続的かつ確実なまちなか再生

### (2)福島市立地適正化計画

平成31年3月に策定した福島市立地適正化計画は、福島市都市マスタープランに即すとともに関連計画と連携を図りながら進める。

### [3] その他の事項

#### ●地方版総合戦略について

平成 27 年 10 月に策定(令和 2 年 4 月に改定)した福島市総合戦略では、基本目標の中に「産業活力を向上させ、安心して働き続けられるまちへ」「人に選ばれ、活気あふれる魅力多いまちへ」「安心できる、住んでよかったと感じられるまちへ」を掲げて、具体的な施策・事業、重要業績指標(KPI)を以下のとおり設定している。

<基本目標1:産業活力を向上させ、安心して働き続けられるまちへ>

# 【施策】にぎわいのある商店街づくり

・商店街空き店舗対策事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値
中心市街地空き店舗数	77 店舗(H26 年度)	67 店舗 (R2 年度)

・街なかにぎわい創出事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値
チャレンジショップへの出店	2 件 (H26 年度)	5 件 (R2 年度)
数		

- 街なか店舗経営力向上支援事業
- 創業応援利子補給事業
- 起業者育成事業

# 【施策】新たな交流の推進

- ・インバウンド推進事業
- ・観光客おもてなし向上事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値
本市への外国人宿泊人数	4,632 人 (H26 年)	26,900 人 (R2 年)

・コンベンション誘致事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値
コンベンション誘致件数	誘致件数0件、開催支援	誘致件数5件、開催支
	件数 35 件 (H26 年度)	援件数 40 件(R2 年度)

<基本目標3:人に選ばれ、活気あふれる魅力多いまちへ>

【施策】地域資源を活かした交流の推進

- ・古関裕而を活かしたまちづくり事業
- ・ロケツーリズム体制整備事業

<基本目標4:安心できる、住んでよかったと感じられるまちへ>

【施策】時代に合った社会基盤整備及び利活用

- 公共施設等総合管理計画の推進
- ・暮らし・にぎわい再生事業等
- · 立地適正化計画推進事業
- ・公共交通と自転車による快適なまちづくり推進事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値
中心市街地の居住人口	16, 750 人(H26 年度)	16,820人(R2年度)
歩行者・自転車通行量	34,918 人/日(H26 年度)	35,970 人/日 (R2 年度)
福島市管内路線バス福島市内乗車人	5, 013, 000 人(H26 年度)	5,000,000 人 (R2 年度)
員(年間)		
福島駅交通飯坂線阿武隈急行線福島	3, 799, 000 人(H26 年度)	3,800,000 人 (R2 年度)
市内乗車人員(年間)		

## ●中心市街地活性化基本計画と調和又は適合を図るべき各種計画の作成状況

計画名	作成年度
地方版総合戦略	平成 27 年 10 月策定
	(令和2年4月改定)
地域再生計画	
ふくしましごと創生プロジェクト	平成 28 年 8 月策定
ひとと地域が輝くまちづくりプロジェクト	平成 31 年 4 月策定
売れるものづくり・ブランドカ強化プロジェクト	平成 31 年 4 月策定
ウェルネスのまちふくしま創出プロジェクト	平成 31 年 4 月策定
ふくしま・わくわく生活実現支援プロジェクト	平成 31 年 4 月策定
地域資源活用による観光交流しごと創出プロジェクト	令和2年4月策定
地方を舞台とした映像作品から始まる関係人口の拡大	令和2年4月策定
と新たなふるさと創出計画	
福島市立地適正化計画	平成 31 年 3 月作成
地域公共交通網形成計画	平成 28 年 3 月作成
福島市交通バリアフリー基本構想	平成 16 年 5 月作成

- ・中心市街地活性化基本計画の区域図と立地適正化計画の都市機能誘導区域図について 立地適正化計画における都市機能誘導区域は中心市街地を包含している。
- ※両計画の区域図を別紙として記載

### ●地元ニーズの把握のための手法について

・令和元年8月に市民アンケートを実施し、中心市街地への来訪頻度や交通手段、来訪目的、過去5年間の活性化への評価、まちづくりに関する重要度と満足度、中心市街地で改善すべきこと、

必要な取組み、欲しい施設等について調査したところ、商業の魅力のほか、芸術・文化や子供や
お年寄り向けの場所、緑や水などのうるおい空間、イベントの開催、歩行者や夜間の安全性への
要望が多かった。
計画素案に係るパブリックコメントについては、内閣府との協議を踏まえ、令和2年10月に実
施予定。